請願文書表(令和元年第4回定例会)

請	願	第	4	号	令和元年11月26日受理					
付	託 委 員 会 総務常任委員会									
[t].				名	建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金					
件					の創設	とを国に働き	きかける	る意見書の携	是出をス	ドめる請願書
			議	加	成田	忠志議員	林	利彦議員	伊東	幹雄議員
紹	介	諄			小澤	宏司議員	塚本	路明議員	三田	登議員
					堀口	明子議員	伊原	忠議員		

請 願 要 旨

(請願理由)

アスベスト(石綿)を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。

日本におけるアスベスト被害の特徴は、建設従事者に最大の被害者が生まれていることです。それは、アスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

さらに、1975年4月1日以降、アスベストを使用した現場では、防塵マスクの着用など警告義務があったにもかかわらず、警告をせずに利益を追求したアスベスト建材製造企業の責任も重大です。特に建設業は、重層下請け構造などがあり、各地の現場に従事することから、労災に認定される事にも多くの困難が伴います。また、製造業で見られるような企業独自の上乗せ補償の支給もありません。国は、石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしています。2017年10月27日・2018年3月14日の東京高裁、同年8月31日・9月20日大阪高裁と、続けて国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が下され、国の責任に関しては都合10度目ともなります。

しかし、裁判では時間も費用もかかり、判決が下る前に志半ばで亡くなった

請願文書表(令和元年第4回定例会)

原告も多数います。アスベスト被害者を真に救うためには、国とアスベスト建 材製造企業に応分の負担を求め、裁判によらず、補償と救済が受けられる制度 の創設が急務であると考えます。

よって、貴議会に下記の事項について国に働きかける意見書の提出を請願します。

(請願事項)

- 1 建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策をとり、建設アスベスト訴訟の全面解決、 被害者の全面救済を検討すること。
- 2 建設従事者のアスベスト被害者が、救済と補償を受けられる制度『建設 石綿被害者補償基金』創設を検討すること。